平成17年5月1日条例第178号

改正

平成18年10月3日条例第46号 平成18年10月3日条例第48号 平成26年3月31日条例第11号 令和7年3月31日条例第3号 令和7年3月31日条例第8号

田辺市消防団員退職報償金支給条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第25条の規定に基づき、本市の消防団員で非常勤のもの(以下単に「消防団員」という。)が退職した場合において、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(退職報償金の支給)

- 第2条 退職報償金は、消防団員として勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する消防団員については、この限りでない。
  - (1) 勤務年数が5年未満である消防団員
  - (2) 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の の量、困難性等、消防団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当 でない消防団員

(退職報償金の支給基礎となる階級)

第3条 前条の階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級(団員を除く。)の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、総務省令の定めるところにより、規則で定める階級とする。

(勤務年数の算定)

第4条 第2条の勤務年数(次項及び次条において「勤務年数」という。)については、その者が 消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受け た場合におけるその基礎とされた期間及び再び消防団員となった日の属する月から退職した日の 属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

- 2 勤務年数の計算は、消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と、再び消防団員となった日の属する月とが同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。
- 第5条 消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間は、勤務年数に算入しない。
  - (1) 一定期間勤務しなかったことが明白であるとき。
  - (2) 任用期間が5年未満である者として勤務したとき。
  - (3) 第2条第2号に該当する者として勤務したとき。

(遺族の範囲)

- 第6条 退職報償金の支給を受けることができる消防団員の遺族は、次に掲げる者とする。
  - (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
  - (3) 前号に該当しない子及び父母
- 2 前項各号に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号 及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順位により、父母について は、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、その人数により等 分して支給するものとする。

(遺族からの排除)

- 第7条 次に掲げる者は、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。
  - (1) 消防団員を故意に死亡させた者
  - (2) 消防団員の死亡前に、当該消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる る先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(支給の制限)

- 第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。
  - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
  - (2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者

- (3) 停職処分を受けたことにより退職した者
- (4) 勤務成績が特に不良であった者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、退職報償金を支給することが不適当と認められる者 (支給の時期)
- **第9条** 退職報償金は、消防団員が退職したときに支給する。ただし、市長が特別の事情があると 認めるときは、これによらないことができる。

(委任)

第10条 退職報償金の支給の手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、消防団員が合併前の田辺市、 龍神村、中辺路町、大塔村又は本宮町の消防団員(以下「合併前の消防団員」という。)として 勤務していた期間(合併前の田辺市消防団員の退職報償金支給条例(昭和39年田辺市条例第49号)、 龍神村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年龍神村条例第39号)、中 辺路町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年中辺路町条例第19号)、 大塔村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年大塔村条例第8号)又は 本宮町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年大塔村条例第8号)又は 本宮町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年本宮町条例第16号)(以 下これらを「合併前の条例」という。)の規定により当該消防団員として勤務した期間に算入し ないこととされている期間を除く。)は、この条例の規定による勤務年数に合算するものとする。
- 3 施行日の前日までに合併前の消防団員として各階級に属していた期間は、この条例の規定による各階級の勤務年数に合算するものとする。
- 4 施行日の前日までに退職した合併前の消防団員で、施行日において合併前の条例の規定による 退職報償金の支給を受けていないものの退職報償金の支給については、なお合併前の条例の例に よる。

**附** 則 (平成18年10月3日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附** 則(平成18年10月3日条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の田辺市消防団員退職報償金支給条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、平成 18年4月1日以後に退職した消防団員(次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。) について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成18年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の田辺市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則 (平成26年3月31日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の田辺市消防団員退職報償金支給条例(以下「改正後の退職報償金 支給条例」という。)第2条及び第5条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。) 以後に消防団員となった者に対する退職報償金の支給について適用し、施行日前に消防団員となった者に対する退職報償金の支給については、なお従前の例による。
- 4 改正後の退職報償金支給条例別表の規定は、施行日以後に退職した消防団員について適用し、 施行日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

**附** 則(令和7年3月31日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を

同じくする有期拘禁刑とする。

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めの例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている 犯罪についてされた起訴とみなす。

## 附 則 (令和7年3月31日条例第8号)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した消防団員について適用し、同日前 に退職した消防団員については、なお従前の例による。

## 別表 (第2条関係)

退職報償金支給額表

	勤務年数						
階級	5年以上10	10年以上15	15年以上20	20年以上25	25年以上30		35年以上
	年未満	年未満	年未満	年未満	年未満	年未満	
団長	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	239	344	459	594	779	979	1, 079
副団長	229	329	429	534	709	909	1, 009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び班 長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789